

(仮称)津市津西会館別館電気設備工事

図面リスト		
電気設備工事		
図面番号	図面名称	
E-01	電気設備特記仕様書 1	
E-02	電気設備特記仕様書 2	
E-03	電気設備特記仕様書 3	
E-04	工事区分表	
E-05	付近見取図・配置図	
E-06	分電盤結線図・照明器具姿図	
E-07	動力・コンセント設備 平面図	
E-08	電灯設備 平面図	
E-09	誘導灯・非常灯設備 平面図	
E-10	弱電設備機器姿図 1	
E-11	弱電設備機器姿図 2	
E-12	弱電設備 平面図	
E-13	自動火災報知設備 平面図	
参-01	立面図	
参-02	断面詳細図(1)	
参-03	断面詳細図(2)	

内田構造建築工房

電気設備工事特記仕様書

I. 工事概要	
1. 工事名称	(仮称) 津市津西会館別館電気設備工事
2. 工事場所	津市 觀音寺町 地内
3. 建物概要	棟 名 称 (仮称) 津市津西会館別館 構 造 鉄骨造 平屋建 建築面積 436.12m ² 延べ面積 411.62m ² 用途区分 (1)口
4. 工事種目	用途区分は消防法施行令別表第一による表記 下記において●印を付した工事を対象とする。 ●電力設備 ・受変電設備 ・電力貯蔵設備 ・発電設備 ●通信・情報設備 ・中央監視制御設備 ・医療関係設備 ・構内配電線路 ・構内通信線路 ・その他
II. 共通仕様	箇面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。 ・国土交通省大臣官房官房営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版) 「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版) 「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編 各平成31年版) ・電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準) ・電気工事業の業務の適正化に関する法律 ・電気工事士法 ・労働安全衛生法 ・消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。) ・電力会社供給約款 ・その他関連法令、関連諸基準
III. 特記仕様	1. 一般共通事項 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。 1. 一般事項 (1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指揮の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤認及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図面のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図面のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3)他工事との取合いについては、予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。 2. 足場 設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 足場(つまり足場又は高さが1.0m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上に限る)の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に關し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。 1)足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者 2)労働安全衛生法第8条に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第8条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参考画」に必要な資格を有する者 3)全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者 3. 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。 4. 電気工作物の種類 ●一般電気工作物 ・自家用電気工作物 5. 電気工事士 電気工事法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。 6. 電気工事業の業務の適正化に関する法律 電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 7. 電気保安技術者 電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行ふ。 なお、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。

8. 品質管理 工事施工に関して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。	18. 官公署への手続き 工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ●防災設備関係 ・電気工作物関係 ・受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係 ・その他()
9. 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 ① 各種盤据付 耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ) 基礎寸法 水平垂直 ② 配管・配線工事 支持間隔 ③ スイッチ類の取付高さ	19. 消防法関係の手続き (1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)・別途工事 (2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。
10. 測定機器の校正等 試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。 また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。	20. 工事用仮設物 構内への設置 ●できる(施設管理者と協議) ・できない
11. 施工計画等 受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工程別施工計画書(施工要領書) 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図(フロット図、平面図、展開図、各種詳細図) 主要機器・重量機器等については、固定方法の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④ 耐震計算書	21. 工事用電力 構内既存の施設 ・利用できる(・有償・無償) ・利用できない 本工事で新規受電した時からの電力料金は本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。
12. 施工計画等 受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工程別施工計画書(施工要領書) 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図(フロット図、平面図、展開図、各種詳細図) 主要機器・重量機器等については、固定方法の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④ 耐震計算書	22. 工事用水 構内既存の施設 ・利用できる(・有償・無償) ・利用できない
13. 工事写真 當緒工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官房営繕部監修(平成31年版))に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(平成29年3月1日付け国営整第211号)」による。	23. 工事中等の保安監理 電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
14. 施工条件 監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 (1)施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ●指定あり 指定日(・施設休業日 ●打ち合わせ ・その他())	24. 搬入計画 大型機器・重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
15. 施工工具等 工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 ① 機器明細図 ② 各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。	25. 製品確認 発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、
16. 施工条件 監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 (1)施工可能日 ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ●指定あり 指定日(・施設休業日 ●打ち合わせ ・その他())	26. 機材等の検査及び試験 検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
17. 施工写真 當緒工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官房営繕部監修(平成31年版))に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(平成29年3月1日付け国営整第211号)」による。	27. 完成確認及び完成検査時等の電源確保 機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
18. 完成時の操作説明 総合盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。	28. 完成時の操作説明 総合盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。
19. 完成図 作成する(●完成図 ・保全に関する資料 ・()) 完成図作図範囲(設計図を訂正) 完成図はC A Dにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は、発注者に移譲するものとする。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。	29. 完成図 作成する(●完成図 ・保全に関する資料 ・()) 完成図()により作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は、発注者に移譲するものとする。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。
20. 完成写真 デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。	30. 完成写真 デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。
21. 不正軽油の使用の禁止 (1)市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 (2)受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 (3)受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。 また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じようとする旨監督しなければならない。	31. 不正軽油の使用の禁止 (1)市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 (2)受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 (3)受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。 また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じようとする旨監督しなければならない。
22. 現場での安全確保(自主施工の原則) (1)受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 (2)設計図面に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。	32. 現場での安全確保(自主施工の原則) (1)受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 (2)設計図面に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
23. 材料の処理等 (1)引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。 (2)特別管理産業廃棄物 ・変压器 ・コンデンサ ・その他() 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお、施工に際してP C B等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 ・その他() (4)再資源化を図るもの ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材	33. 金属製電線管等の塗装 (1)露出配管、露出ボックス、鋼製ブルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内(電気室、機械室、E P S、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 2) 国面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、国面に指示がある場合はその指示による。 3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。) 4) 仮設貫通部の金属配管には鋳止め塗装を施すこと。 (2)塗装はエッギングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。
24. 道入線 通線を行わない配管及び配線引き抜き後に空となった配管には、導入線(Φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。	34. 預備配管等 埋込型分電盤からの立上り預備配管は、予備回路が4回路以下は(P F 22)を1本、5回路以上は(P F 22)を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下2.00mまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。
25. 預備スリーブ 梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。 なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。	35. ポックスタイプ 位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として合成樹脂製とする。
26. 軽量間仕切のボックス 軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。	36. ブルボックス (1)屋外形、特殊な形状又は一辺が800mm以上のものは、製作図を提出すること。 (2)屋外形ブルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。
27. ポルト・ナット類 屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ	37. ポルト・ナット類 屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ

内田構造建築工房	一級建築士 内田 浩司 大臣登録番号 一級 N215089	年月日	工事名称 (仮称)津市津西会館別館電気設備工事		図面番号 E-O 1
			A2	N/S	
図面名 電気設備特記仕様書1		原図 A 2			

20. ケーブル及び配線	(1) 表示	下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先等を表示。）を取り付ける。	① ケーブルがスラブを貫通する部分	② ケーブル分岐部分	③ 変電所内のケーブル引出し部分	④ 盤内及び接続端子箱の外部配線引込み部分	⑤ ブルボックス内	⑥ 屋外の共同溝等の直線部分は、50mごと	⑦ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分	⑧ マンホール及びハンドホールごと	(2) ケーブル余長	1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数	● 2箇所	・ 4箇所	・ () 箇所	2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数	● 2箇所	・ 4箇所	・ () 箇所																																																																																																																																										
21. 配線器具の設置	(1) 特殊コンセントはプラグ付とする。	電源の種類により色を区別する。	配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。	プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。	カバープレートは、原則として新金属製とする。	なお、器具を実装しない位置ボックスには用途表示をすること。	フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。	22. 照明器具の設置	（1）照明器具取付完了後、照度測定を行う。	（2）天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。	23. 照明改修の際の測定	対象室の改修前後の照度等の測定を次のとおり行うこと。	測定箇所（ * * * * ） 测定回数 前後各(*) 回	24. 分電盤、制御盤、キューピクル等	（1）図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。	25. 受電設備、発電設備の設置場所	（1）保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。	（2）基礎の高さは周囲の状況を考慮する。	（3）電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。	26. 発電設備の燃料配管	（1）フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。	（2）配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。	27. 非常放送設備のスピーカー設置	（1）放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は10m以内とする。	（2）階段等にスピーカーを設置する場合は、垂直距離15m以内とする。	28. 土工事	（1）埋戻しの材料及び工法	● B種（材料：根切り土の中の良質土 / 工法：機器による締固め）	・その他（ ）	ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。	（2）根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。	（3）機械掘削は根切り底を乱さないようにする。	29. 地中配線路の表示杭	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。	① 建物への引込口及び送出口付近	② マンホール・ハンドホール付近	③ 地中線路の曲折箇所	④ 直線部分では30m程度に1個（30mに満たない部分はその間に1個）	3. 機器仕様	下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。なお、詳細については図面による。	【電力設備】	1. 電灯設備	(1) 既設との取り合い	●無し・盤改造・配線接続・電源供給・その他()	●一般照明器具	●照明制御装置	●外灯(単独設置)	●コンセント等	●分電盤、制御盤等・その他()	1) 形式	●公共型・一般型	2) 灯具	●LED灯・その他()	3) 用途	●屋内用・屋外用・防災用	4) 環境	●普通地域・塩害地域	5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。	1) センサ類	●明るさセンサ・人感センサ・タイマ・調光スイッチ	・その他()	6) 制御方式	連続調光・段階調光・ON/OFF制御	7) 照明用ボール	●アルミニウム製・鋼製・溶融亜鉛メッキ	・その他()	8) 配線用遮断器	又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。	9) 基礎	●本工事・別途工事・既設利用・その他()	10) 灯具	●LED灯・その他()	11) 電源	●商用電源(60Hz)・200V・100V	12) 制御	●ESイッチ・タイマ・その他()	13) 接地	●単独接地(●本工事・別途工事・既設利用)・共用	14) 分電盤	●防水型	・ハイジョウアットレット(・固定型・上下動型(アップ式を含む))	15) 外灯	(単独設置)	16) コンセント等	●一般型	・防水型	・ハイジョウアットレット(・固定型・上下動型(アップ式を含む))	17) 分電盤	●基础	・本工事・別途工事・既設利用	18) 制御盤等	●直接接続	・接続	19) 電動機等の接地	●専用接地	・金属管接地(7.5kW以下)	20) 分電盤、制御盤等	●無し・盤改造・配線接続・その他()	21) 動力設備	●既設との取り合い	●無し・盤改造・配線接続・その他()	22) 分電盤、制御盤等	●その他()	23) 電源回路保護	●耐雷トランジスタ設置(・単相用・動力用)・設置しない	24) 通信回線保護	●低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。	25) 接地設備	●A種・B種・C種 ●D種	26) 接地抵抗測定	●測定方法	●電位差計方式・電圧降下法	27) 接地極埋設	●3回・()回	28) 雷保護設備	(1) 避雷針	1) 受雷部・突針・棟上導体・笠木等の別途施工物	2) 避雷導線・引下線・建築構造体利用	3) 接地極・接地極埋設・建築構造体利用	4) 接地抵抗の測定	①測定方法	●電位差計方式・電圧降下法	②測定回数	●3回・()回	5) 電流計は赤指針付(定格電流指示)とする。	6) 雷保護設備	●直線電源設備	(1) 用途	●非常用照明器具電源・受電変設備制御電源	・その他()	()kVA	7) 交流無停電電源設備	(1) 出力電圧	●直流(・12V・24V・48V・()V)	8) 蓄電池	●鉛蓄電池(・HS・MSE・長寿命形MSE)	・アルカリ蓄電池(・AH・AMH)	・その他()	9) 分散電源エネルギー管理システム	●機器	●受電設備	10) 燃料式発電設備	(1) 用途	●防災電源専用(防災認定品)・防災電源兼用(防災認定品)	・一般用	11) その他()	12) 構内情報通信網設備	13) 構内交換設備	(1) 機器	●電話機・端子盤類 ●アウトレット	・その他()	14) 情報表示設備	(1) 設備	●リモコン装置・出退表示装置・時刻表示装置・警報等表示装置	仕様詳細は別図による。	15) 映像音響設備	・仕様詳細は別図による。

	内田構造建築工房 <small>一級建築士 内田 浩司 大臣登録番号 一級 No215989</small> <small>三重県知事登録 第1-1522号 〒514-1107 三重県 津市 久居中町818 Tel 059(256)2303/Fax 059(254)0085</small>					
					年月日	工事名称

16. 拡声設備 (1)機器 (2)増幅器	<ul style="list-style-type: none"> ●増幅器・付属機器・操作装置 ●スピーカ・その他() ●非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照) ・専用出力()W 出力インピーダンス・Lo形 ●Hi形 ・オーディオミキサー・リモコンマイク・電源制御器 ・録音再生装置(・C D・メモリオーディオ・その他()) ・アナウンスレコーダ(・チャイム・独自メッセージ・プログラムタイマ・その他()) ●有線マイクロホン ●無線マイクロホン(・電波式(・アナログ・デジタル)・赤外線式) ・ラジオチューナ(・FM・AM・その他()) ・スピーカ切替装置・その他の機器() ・卓型・キャビネットラック型・壁掛型・その他() ・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照) ・専用 結線 ●1W・3W・()W インピーダンス・Lo形 ●Hi形 設置場所・屋内・屋外・その他()
17. 誘導支援設備 (1)設備 (2)音声誘導装置	<ul style="list-style-type: none"> ・音声誘導装置・インターфон ●トイレ等呼出装置 1) 検出方式・磁気式・無線式・画像認識式・その他() 2) 設置場所・屋外(防雨形)・屋内 3) 機能・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する ・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする ・その他の機器() 4) 機器・制御装置・送信機・受信機・その他() 5) 制御装置・壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他() 6) 送信機・壁掛型・卓上形・埋込形・その他() 7) 受信機・スピーカ式・イヤホン式・その他() 1) 用途・内部受付用・外部受付用・夜間訪問用・身体障害者用 ・保守用・その他() 2) 機能・音声通話・映像モニタ 3) 通話網・親子式・相互式・複合式 4) 通話方式・同時通話式・互通話式・その他() 5) 機器・親機・子機・その他() 6) 親機 <ul style="list-style-type: none"> ①形状・壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他() ②送受話器・電話機形・マイク形・その他() 7) 子機 <ul style="list-style-type: none"> ①形状・壁掛型・卓上形・埋込形・その他() ②送受話器・電話機形・マイク形・その他() 1) 用途 ●トイレ呼出・受付呼出・非常通報 ・その他() 2) 機器 ●親機 ●呼出スイッチ・警報装置・その他() 3) 親機 ●壁掛型・卓上型・複合盤組込・その他() 4) 呼出スイッチ ●押ボタン式 ●引紐式・その他() 5) 警報装置・光・音声 ●ブザー・ベル・その他()
18. テレビ共同受信設備 (1)受信放送 (2)機器	<ul style="list-style-type: none"> ・UHF・BS・CS・FM ●CATV・その他() ・増幅器・混合器・分波器・分歧器・機器収容箱 ・アンテナ・その他() 1) 放送・UHF・BS・CS・FM・その他() 2) マスト・地上波用(・壁面取付・自立・既設利用) ・衛星用(・壁面取付・自立・既設利用) ・その他() 3) 自立用基礎・本工事・別途工事・既設利用 ・その他()
19. 監視から設備	・仕様詳細は別図による。
20. 駐車場管制設備	・仕様詳細は別図による。
21. 防犯・入退室管理設備	・仕様詳細は別図による。
22. 自動火災報知設備 (1)機器 (2)受信機	<ul style="list-style-type: none"> ●受信機・副受信機(表示装置)・中継器 ●発信機 ●感知器 ・光警報装置・その他() 1) 型式 ●P型1級 ●P型2級 ●R型 2) 回線数()回線・()アドレス 3) 試験機能 ●自動試験機能・遠隔試験機能 4) 盤形式・複合盤組込・卓上型 ●壁掛型 ・その他() 1) 盤形式・自立型・壁掛型・その他() 2) 回線数()回線・()アドレス 3) 表示装置の仕様詳細は別図による。
(3)アンテナ (4)トイレ等呼出装置	<ul style="list-style-type: none"> 試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能 1) 型式・アドレス付 ●P型1級 ●P型2級 2) 消火栓ポンプ起動 特記なき場合は、発信機運動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。 3) 設置・単独設置 ●機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス(別途)に組込・その他() 1) 型式・アドレス付 ●一般型 2) 種類 ●熱感知器・空気管式 ●煙感知器・炎感知器 3) 試験機能 ●自動試験機能・遠隔試験機能 4) 機器仕様 ●一般 ●防水・防爆・防食・その他() 1) 機器・警報装置・制御装置・同期装置 2) 警報装置・天井付・壁付 3) 同期装置・自走同期式・外部同期式
(5)発信機 (6)感知器 (7)光警報装置	<ul style="list-style-type: none"> 1) 型式 ●P型1級 ●P型2級 2) 回線数()回線・()アドレス 3) 表示装置の仕様詳細は別図による。 1) 型式・アドレス付 ●一般型 2) 種類 ●熱感知器・空気管式 ●煙感知器・炎感知器 3) 試験機能 ●自動試験機能・遠隔試験機能 4) 機器仕様 ●一般 ●防水・防爆・防食・その他() 1) 機器・警報装置・制御装置・同期装置 2) 警報装置・天井付・壁付 3) 同期装置・自走同期式・外部同期式
23. 自動閉鎖設備 (1)機器 (2)連動制御器	<ul style="list-style-type: none"> ・連動制御器・感知器・自動閉鎖装置・自動開錠装置 ・その他() 1) 制御対象・防火戸・防火シャッター・防排煙ダンパー ・非常口等の扉・その他() 2) 回線数()回線(遠方復帰機構()回路) 3) 設置・単独(・壁掛形・自立形)・火災受信機等との複合盤 1) 型式・アドレス付・一般型 2) 種類 煙感知器(・2種・3種) 3) 試験機能・自動試験機能・遠隔試験機能 4) 機器仕様・一般・防水・防爆・防食・その他() 1) 方式・電磁式・ラッチ式・その他() 2) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 1) 方式・電気錠・その他() 2) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 ・既設利用・その他()
24. 非常警報設備 (1)設備 (2)非常放送装置	<ul style="list-style-type: none"> ・非常放送装置・非常ベル 1) 消防法基準適合マーク品とする。 2) 機器 ●増幅器 ●スピーカ・非常に用リモコンマイク ・その他() 3) 増幅器 <ul style="list-style-type: none"> ①出力()W ②出力インピーダンス・Lo形 ●Hi形 ③形式・ロングラック型・スタンダードラック型 ●壁掛型 ・その他() 4) 機能・マイク放送 ●連動放送(●自火報設備・緊急地震速報設備) ・その他() 5) 用途 ●拡声設備兼用・非常放送専用 4) スピーカ <ul style="list-style-type: none"> ①結線 ●1W ●3W・()W ②インピーダンス・Lo形 ●Hi形 ③設置場所・屋内・屋外・その他() ④用途 ●拡声設備兼用・非常放送専用 5) 非常に用リモコンマイク <ul style="list-style-type: none"> 型式・壁掛形・ラック収納形・卓上形・その他() 1) 機器・起動装置・非常ベル・表示灯・その他() 2) 設置・単独設置・機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス(別途)に組込・その他()
25. ガス漏れ火災警報設備 (1)機器 (2)受信機	<ul style="list-style-type: none"> ・受信機・副受信機・中継器・検知器・警報器 ・その他() 1) 回線数()回線 2) 種類 都市ガス用・液化石油ガス用 3) 設置・単独(・壁掛形・自立形)・火災受信機等との複合盤 ・その他() 4) 検知器 <ul style="list-style-type: none"> 1) 動作・単独(単独動作)・連動(受信機に伝送) 2) 定格電圧・AC100V・DC24V(受信機等から供給) 3) ガス検知出力信号・有電圧出力方式・無電圧接点方式
26. 構内配電線路 (1)配線方式 (2)建柱	<ul style="list-style-type: none"> 【中央監視制御設備】 【医療関係設備】 【構内配電線路】 26. 構内配電線路 (1)配線方式 (2)建柱 ・地中線式(・直埋 ●管路)・架空線式(・直接 ●ちょうど架線添架) ・建築物等添架式(●露出配管・隠蔽配管・その他()) ・その他() 1) 施工 ●本工事・既設柱利用・その他() 2) 電柱・コンクリート柱 ●鋼管柱・バンザマスト ・その他() 3) 支持材・根かせ・根はじき・根巻き・底板 4) 装柱材料 ●有・無 5) 鋼板 ●有・無 1) 形式 ●ブロック式・現場打ち 2) 施工・本工事(・建築工事・電気設備工事)・別途工事 ・既設利用・その他()
(3)地中ケーブル保護材料 (4)ハンドホールマンホール	<ul style="list-style-type: none"> 【構内通信線路】 27. 構内通信線路 (1)用途 (2)配線方式 (3)建柱

施工方法及び検査に関する事項

※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。

※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し灾害防止に努めること。

※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。

※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動(全工事共通)・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし又、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。

※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周辺道路等に資材を落させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。

※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。

※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。

※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。

※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。

※ 工事着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立合いのもと写真に記録しておくこと。

※ 工事期間中、工事に起因し、既存物に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧とともに市監督員に報告書を提出すること。

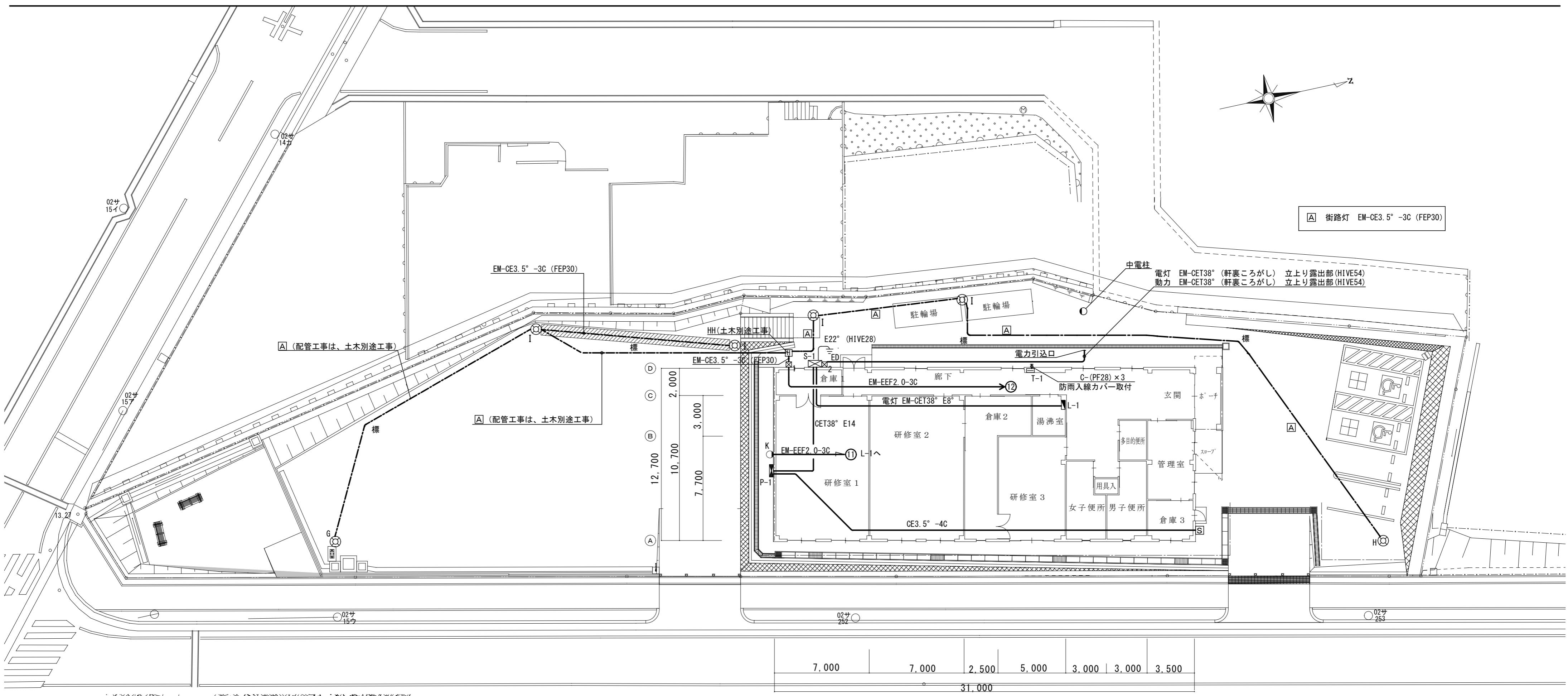
※ 設計図面に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。

※ 高所等の施工箇所で完成検査時に確認が困難な工事については、足場解体前に市検査課による随時検査(書類を含む)を受けること。また、当該検査の合格をもって足場解体を行うこと。

※ 本工事期間の敷地内において、外構工事(土木工事)が別途行われるためお互いの工事遂行に影響がないように受注者と協力し、調整を行いうこと。(外構工事着手予定:令和4年1月中旬)

総合仮設・直接仮設 工事区分									
工事	工種	項目	工事区分			建築	電気	機械	
			建築	電気	機械				
総合仮設工事	仮設建物	監督員事務所 同備品							
		現場事務所 下小屋 倉庫	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	共同1棟可			
		仮設便所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	共同1棟可			
	工事施設	仮囲い	<input type="checkbox"/>						
	現場安全	安全費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	統括安全衛生管理は、建築受注者とする。			
	機械器具	機械器具損料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		揚重機費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	その他	各種試験費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
	片付清掃	片付・清掃及び 発生材等の処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		周辺道路清掃	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
直接仮設工事		仮設足場	<input type="checkbox"/>			各設備業者に対して 無償にて使用させること。			
		清掃・片付け	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		養生	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

工事区分									
No.	項目	建築	電気	機械	No.	項目	建築	電気	機械
1	機械基礎及びその仕上			<input type="checkbox"/>	28	避難器具			
2	鉄筋コンクリート造の設備工事に関するスリーブ及び箱入れ、穴埋め		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	29	受水槽・その他の水槽等のコンクリート躯体・断熱及び防水工事			
3	同上鉄筋補強	<input type="checkbox"/>			30	同上内部仕上・マンホール及びタラップ			
4	鉄骨造の設備工事に関するスリーブ及び補強	<input type="checkbox"/>			31	オイルトラップ			
5	機器取付用アンカー・架台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	32	排水溝(浴室・洗車場) 雨水排水堅樋		<input type="checkbox"/>	
6	機械搬入に伴う開口・閉塞及び補強				33	雨水排水堅樋の樹までの横引き 枠及び枠蓋		<input type="checkbox"/>	
7	軽量鉄骨下地天井、 壁ボード類の切込	<input type="checkbox"/>			34	雨水配管の防露工事			
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	35	ピット・トレンチ内の排水設備工事			
8	埋込分電盤 端子盤 プルボックス	<input type="checkbox"/>			36	浴室及び便所の排水目皿及び 排水設備工事		<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	37	陶製以外の流し類(業務用等の厨房流しを除く)		<input type="checkbox"/>	
9	乾式壁に取付ける器具の下地補強	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	38	同上 附属金物及び接続工事		<input type="checkbox"/>	
10	設備工事に伴う防水貫通用屋上スラブ コンクリート立上げ				39	浴槽			
11	配管・ダクトなどの貫通部防水仕舞	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		40	鏡(衛生工事に関連しない場合・特殊寸法の場合)		<input type="checkbox"/>	
12	屋内外ピット・トレンチ及びそれらの蓋 マンホール・ハンドホールなどの化粧蓋	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		41	建物外内壁・ドア・窓枠に取付ける ガラリ類(ガラリ取付け本枠等も含む)		<input type="checkbox"/>	
13	屋外配管用スタンション		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	42	ウェザーカバー・ペントキャップ		<input type="checkbox"/>	
14	二重スラブ内の水及び空気の漏通管 二重壁内の湧水処理費				43	洗面カウンター		<input type="checkbox"/>	
15	大理石・テラゾー・ALC・PC・RC版・鋼板 などの穴あけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		44	消火器		<input type="checkbox"/>	
16	同上 穴あけに伴う補強	<input type="checkbox"/>			45	衛生器具ユニット		<input type="checkbox"/>	
17	設備機器・ダクト類の化粧囲い	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		46	エレベーター機械室の天井フック取付 ・床穴あけ及び床増内コンクリート			
18	吹出口・吸入口・照明器具・スピーカ ・換気扇等の穴あけ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		47	吊ボルト用インサート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	同上 天井穴あけ部の下地補強	<input type="checkbox"/>			48	別途機器などへの接続 (直接に接続するもの)			
20	天井・壁・床及びパイプシャフトなどの 点検口	<input type="checkbox"/>			49	付属の制御盤以降の配管・配線 (接地等)			
21	流し台・吊戸棚・IHコンロ・レンジフード	<input type="checkbox"/>			50	付属の制御盤への電源供給及び操作 回路の渡り配管・配線			
22	ユニットシステム(バス・トイレ・キッチン) への配管・配線及び接続	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		51	エアコンのリモコン配管、配線 制御配線		<input type="checkbox"/>	
23	保守用キャットウォーク・タラップ手摺 (設備機器に装着するものを除く)				52	煙感知機から連動制御盤を経て防煙ダンバに至る配管・配線			
24	換気扇(取付枠共)			<input type="checkbox"/>	53	小便器用節水装置の制御盤以降の配管 配線		<input type="checkbox"/>	
25	同上 穴あけに伴う補強	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		54	電力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	配電盤・制御盤等の基礎(屋内外)				55	用水	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	ルーフファン								

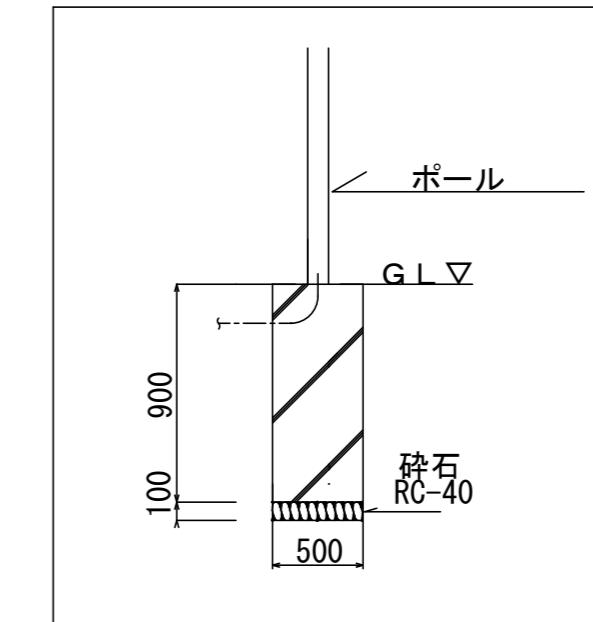


付近見取図

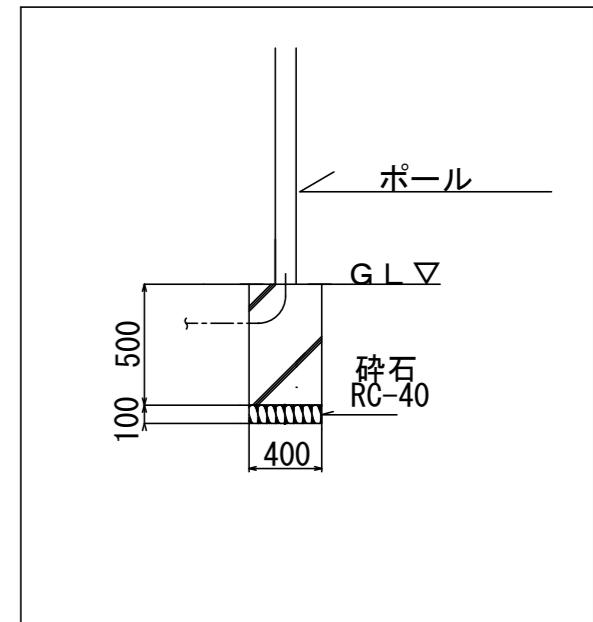
凡例表	
記号	名称
	電灯分電盤
	動力分電盤
	引込盤
	端子盤
	PB200×200×200 SUS WP
	PB350×350×400 SUS WP
	手元開閉器盤
	D種接地工事 接地埋設標共

※壁内立上げ部分は、PF管にて保護すること。

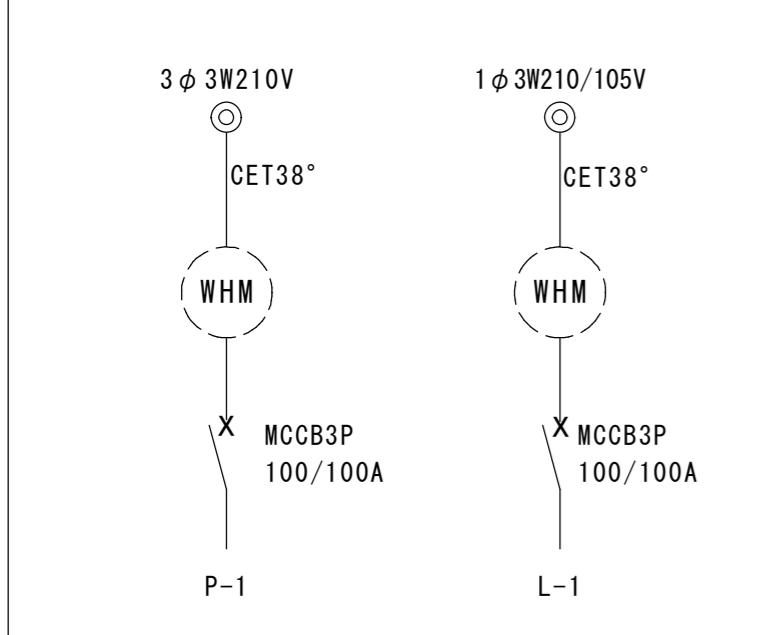
街路灯(G、H)ポール基礎(参考図)



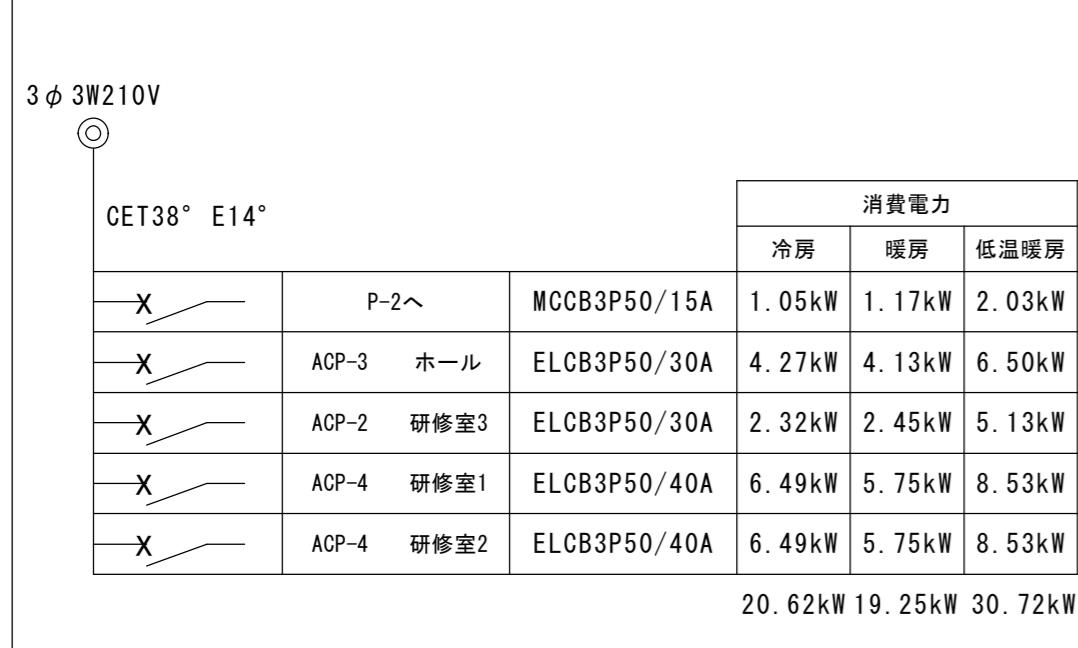
ポールライト(I)ポール基礎(参考図)



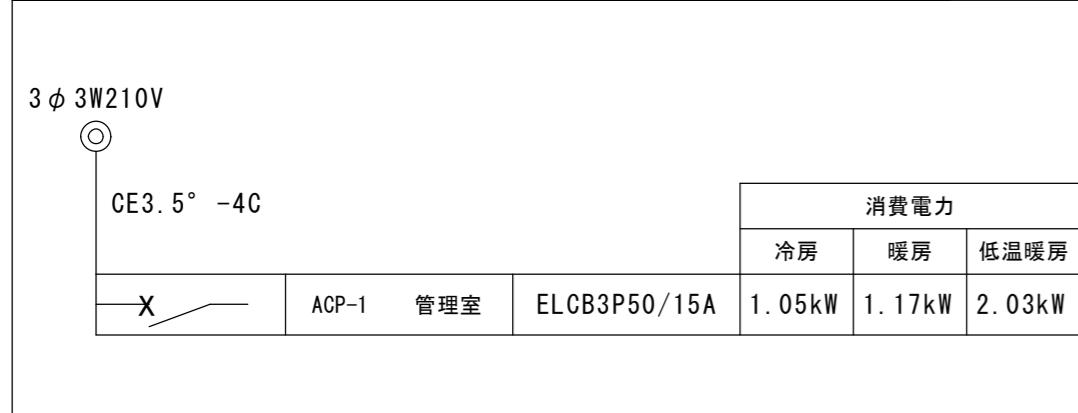
S-1 (屋外壁掛型・SUS WP)



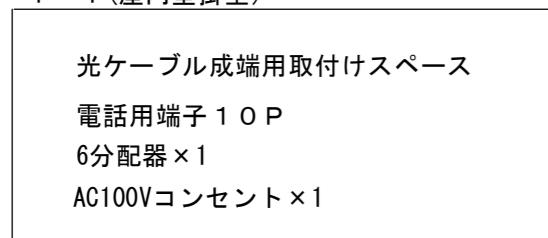
P-1(屋外壁掛型 SUSWP)



手元開閉器盤(屋外壁掛型 SUSWP)



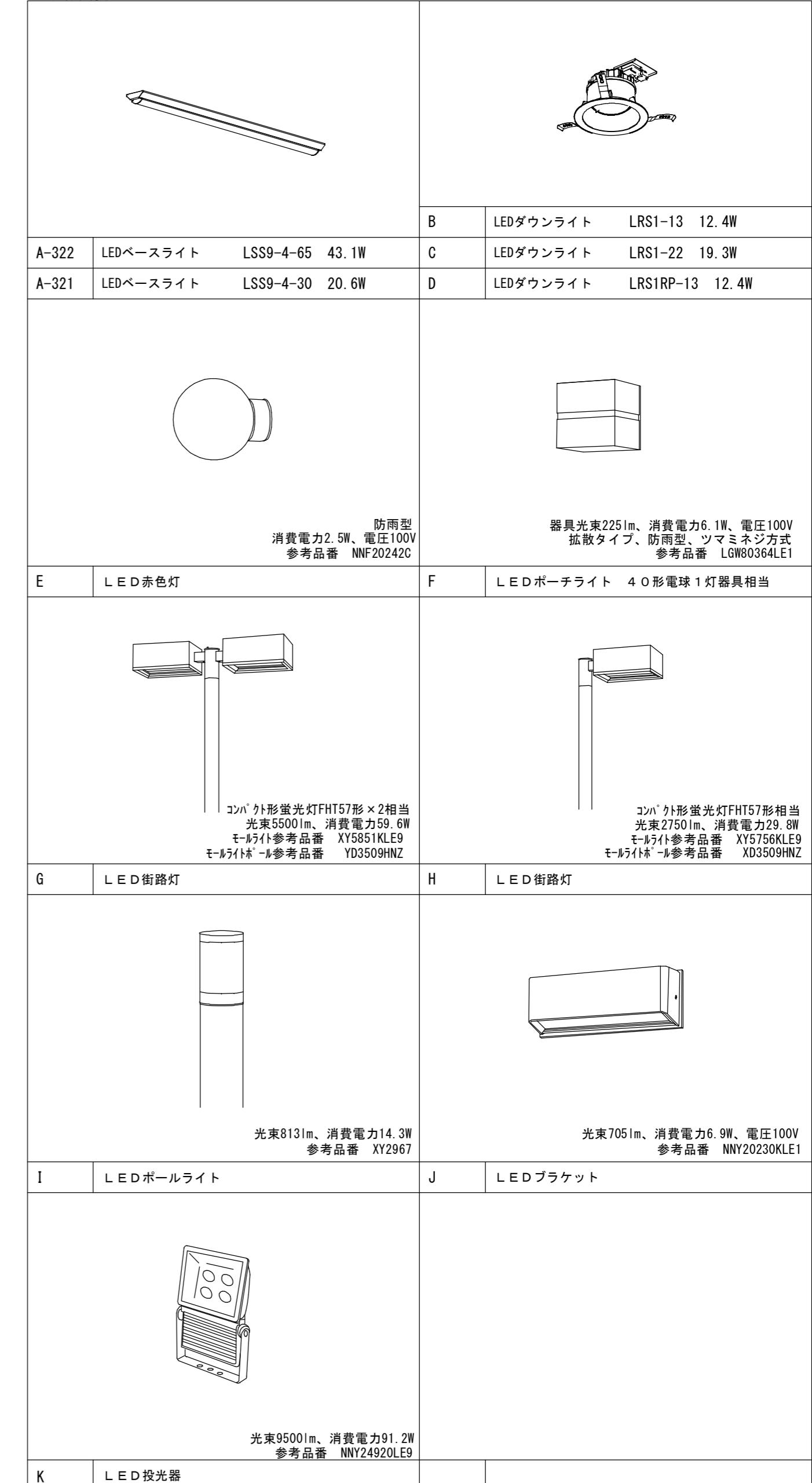
T-1(屋内壁掛型)



L-1 屋内露出型(上部配線ダクト付)



照明器具姿図

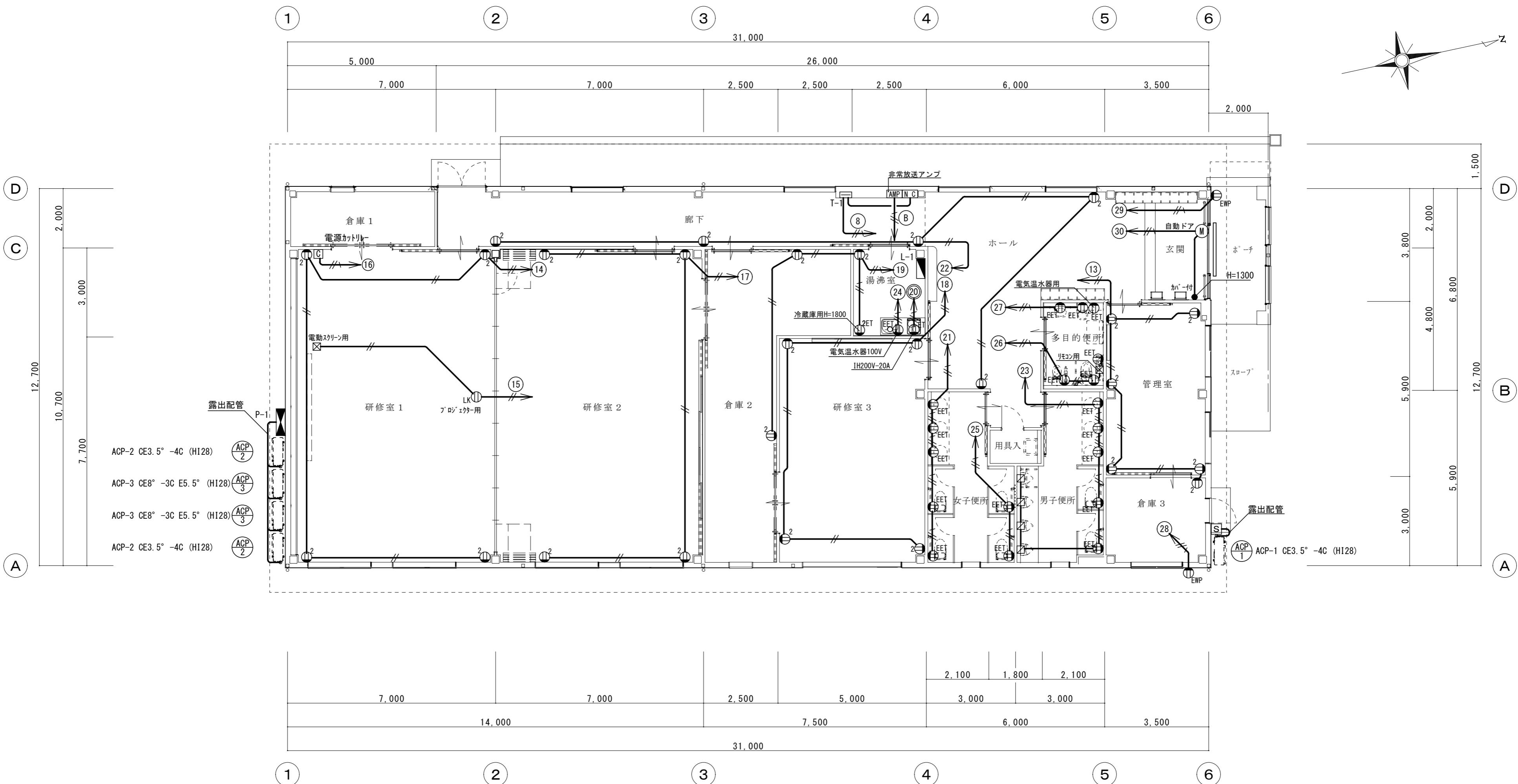


凡例表

記号	名 称	備 考
①	埋込コンセント(新金属プレート共)	2P15A×1
① ₂	埋込コンセント(新金属プレート共)	2P15A×2
① ^{ET}	埋込コンセント(新金属プレート共)	2P20A×1+ET
① ^{2ET}	埋込コンセント(新金属プレート共)	2P15A×2+ET
① ^{EET}	埋込コンセント(新金属プレート共)	2P15A×1E+ET
① ^{EWP}	カバー付防水コンセント(簡易鍵付)	2P15A×2E+ET
① ^{LK}	天井コンセント(抜止形)	2P15A×1
●	埋込スイッチ(ガードプレート共)	1P15A×1
■	電灯分電盤	
■■	動力分電盤	

記入なき配線は下記による
 — EM-EEF 1.6-2C
 —//— EM-EEF 2.0-2C
 —//— EM-EEF 2.0-3C
 壁内配線はPF管にて保護のこと。

※ 盤・機器等への接続は、金属製可とう電線管
(ビニル被覆・防水)を使用すること。

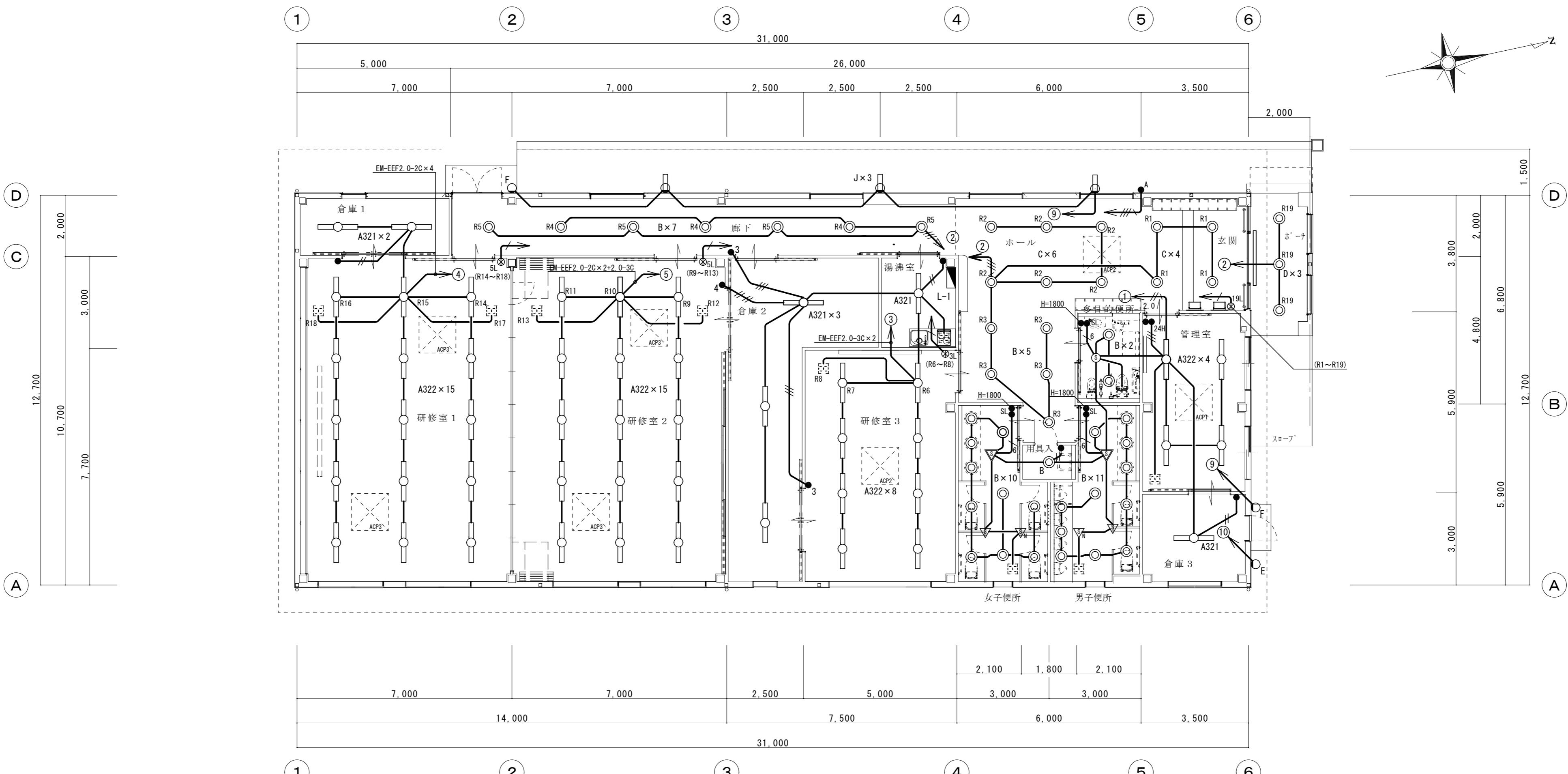


凡例表

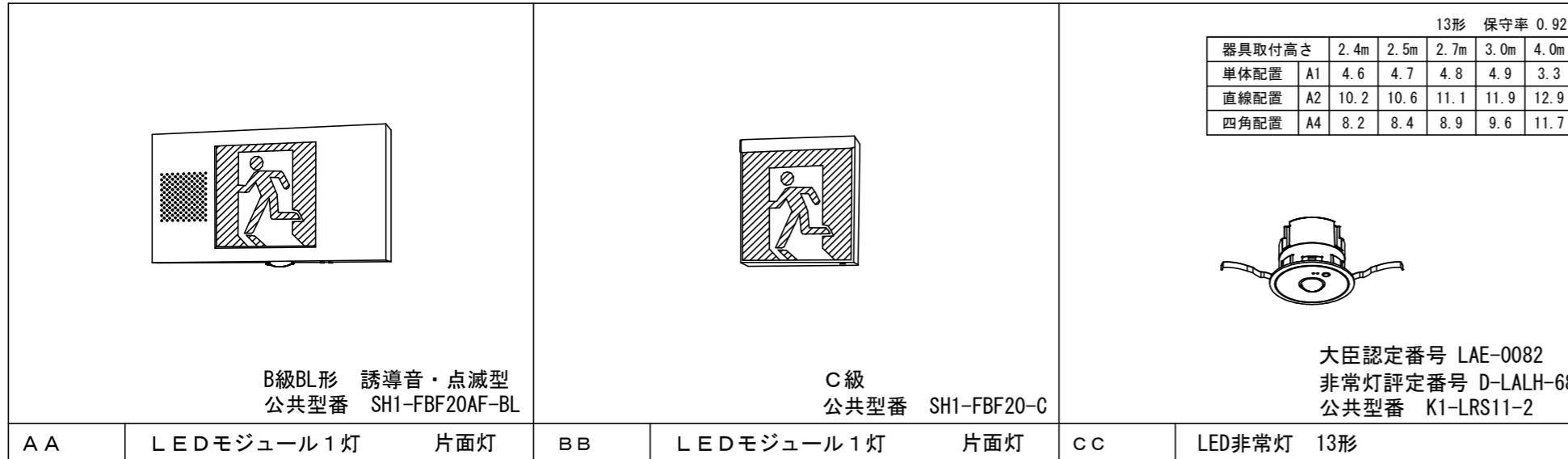
記号	名称	備考
□○□	照明器具 天井付 LED	
○	照明器具 壁付け LED	
◎	照明器具 埋込用 LED	
□○	照明器具 ブラケット LED	
●	タンプラスイッチ(新金属プレート共)	1P15A×1
●●	タンプラスイッチ(新金属プレート共)	1P15A×2
●● ^{24H}	タンプラスイッチ(新金属プレート共)	1P15A×1+L×1 (24時間タイマ)
● ³	タンプラスイッチ(新金属プレート共)	3W15A×1
● ⁴	タンプラスイッチ(新金属プレート共)	4W15A×1
● ^A	自動点滅器	3A
⊗	リモコンスイッチ	
■	電灯分電盤	

記入なき配線は下記によ

	熱線センサー（親器）	W T K 2 4 8 1 8	相当
	熱線センサー（子器）	W T K 2 9 1 0 K	相当
	熱線センサー（子器）	W T K 2 9 3 1 8	相当
	熱線センサー（親器）	W T K 2 6 0 4	相当
	操作ユニット	W T C 5 8 2 2 W	相当



照明器具姿図

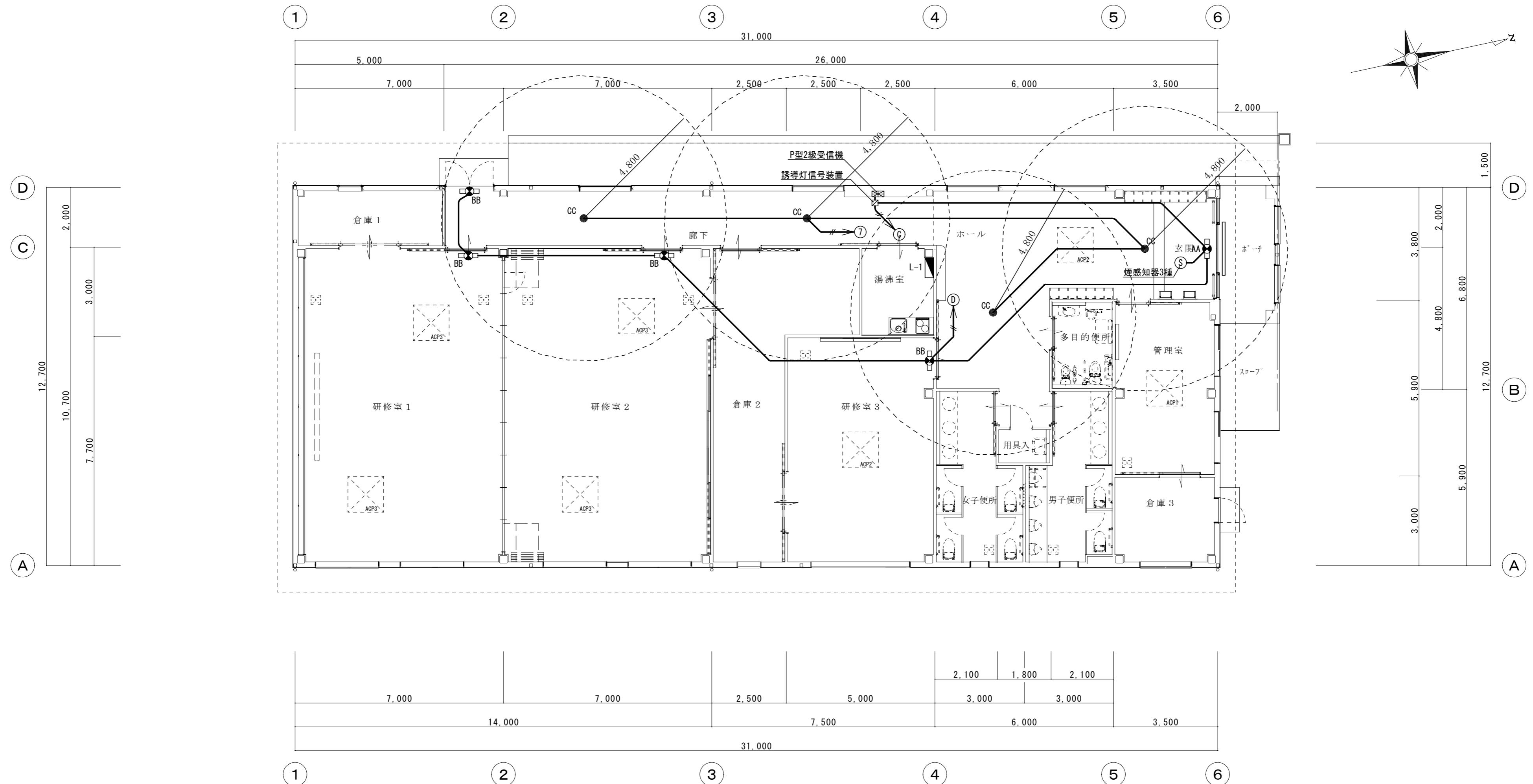


凡例

記号	名 称	備 考
□	照明器具 誘導灯 LED	
●	照明器具 非常照明灯 LED	
(S)	煙感知器	
■	電灯分電盤	

記入なき配線は下記による
 — EM-EEF 1.6-2C
 // EM-EEF 2.0-2C
 壁内配線はPF管にて保護のこと。

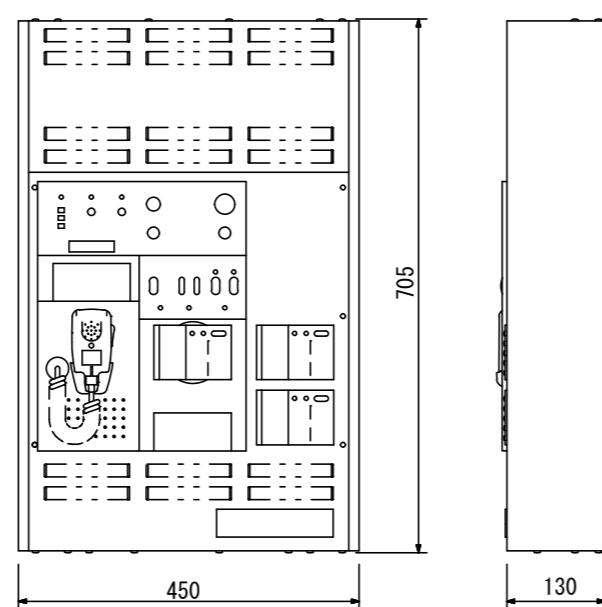
器具は全て電池内蔵型



弱電機器姿図

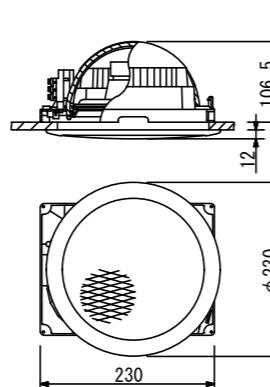
AMP

壁掛型非常業務用アンプ



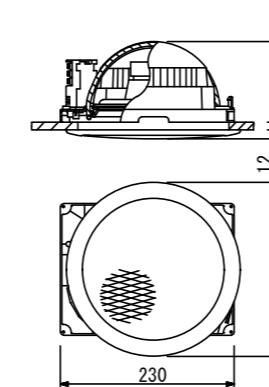
常 用 電 源	A C 1 0 0 V 5 0 / 6 0 H z
非 常 電 源	D C 2 4 V 密閉型ニカド電池実装
定 格 出 力	6 0 W
出 力 制 御	1 0 局 + 1 施 (業務グループ5局)
入 力	非常マイク・非常リモコン・タイマー マイク・マイク/ライン・業務リモコン 音声ファイル各1、ライン×3
出 力	録音×1
周 波 数 特 性	5 0 H z ~ 1 5 k H z
非 常 警 報 音	音声警報(感知器発報、火災、非火災各放送) 「日本語のみ」と「日本語+英語」の切換式
音 質 調 節 器	1 0 0 H z - 1 0 k H z において ± 1 0 d B
チ ャ イ ム	上り4音、下り4音、2音、ゴングの4種類内蔵
B G M 出 力 制 御	カット/ミュート/優先制御/カットなし
モニター出力レベル計	3ポイント発光ダイオード表示
モニタースピーカー	モニター音量調節器、ハウリング防止回路付
仕 上	ケース:鋼板、ライトアイボリー
そ の 他	音声ガイド機能、液晶表示付(動作履歴等)

◎SP-1 天井埋込型スピーカ 公共型番: SC6-Hi-1V0-M



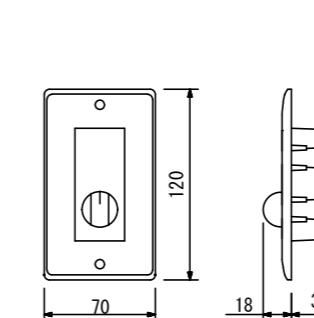
定格入力	3W (3, 3kΩ), 2W (5kΩ), 1W (10kΩ)
出力音圧レベル	9.2 dB (1W, 1m)
周波数特性	100 Hz ~ 12 kHz
スピーカー	16 cmコーン型
仕上	枠:樹脂 オフホワイト ネット:アルミ オフホワイト
その他	スピーカカバー一体型

◎SP-1A 天井埋込型スピーカ ATT付 公共型番: SC6-Hi-1V3-M



定格入力	3W (3, 3kΩ), 2W (5kΩ), 1W (10kΩ)
出力音圧レベル	9.2 dB (1W, 1m)
周波数特性	100 Hz ~ 12 kHz
スピーカー	16 cmコーン型
仕上	枠:樹脂 オフホワイト ネット:アルミ オフホワイト
その他	スピーカカバー一体型、音量調節4段切換

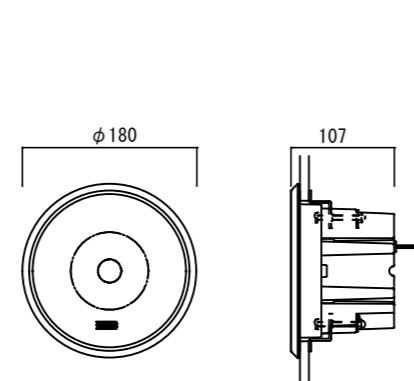
◎ アッテネーター 公共型番: V-1S



5個

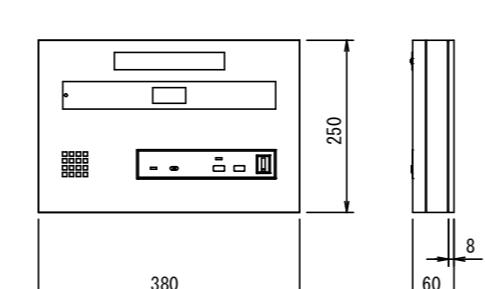
入力容量	0.5 ~ 6 W
音量切換	4段階切換
仕上	プレート:アルミ

◎SP-2 天井埋込型防滴スピーカ 参考型番 WS-5801



形 式	密閉型
定格入力	3W
出力音圧レベル	8.9 dB (1m/1W)
周波数特性	150 Hz ~ 20 kHz
入力インピーダンス	3, 3 kΩ
仕上げ	パネル枠: ABS樹脂 パンチングネット:アルミパンチング

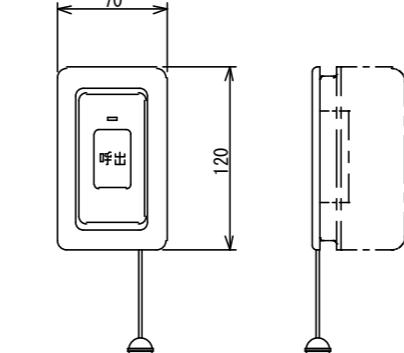
◎ N C 1窓用呼出表示器 参考型番: CBN-1C



1個

電源電圧	A C 1 0 0 V 5 0 / 6 0 H z (内部電源D C 1 2 V)
影 状	壁取付影
材 質	S P C C t 1. 2
窓 数	1 窓
表 示 方 式	呼出音と表示窓点灯

◎ N トイレ呼出押釦 ひも付 参考型番: NBR-7HWA



2個

ブ レ ー ト	抗菌A B S樹脂製
呼 出 建 認 灯	L E D赤色
呼 出 押 釦	ノンロック式
操 作 シ ー ト	抗菌ポリカーボネート
防 水 カ パ ー	抗菌エラストマー
適合スイッチボックス	J I S 1個用スイッチボックス

注記

非常用放送機器は消防法認定品とする。

内田構造建築工房 一級建築士 内田 浩司
三重県知事登録 第1-1522号
大臣登録番号 一級 N-215989

〒514-1107 三重県 津市 久居中町818 Tel 059(256)2303/Fax 059(254)0085

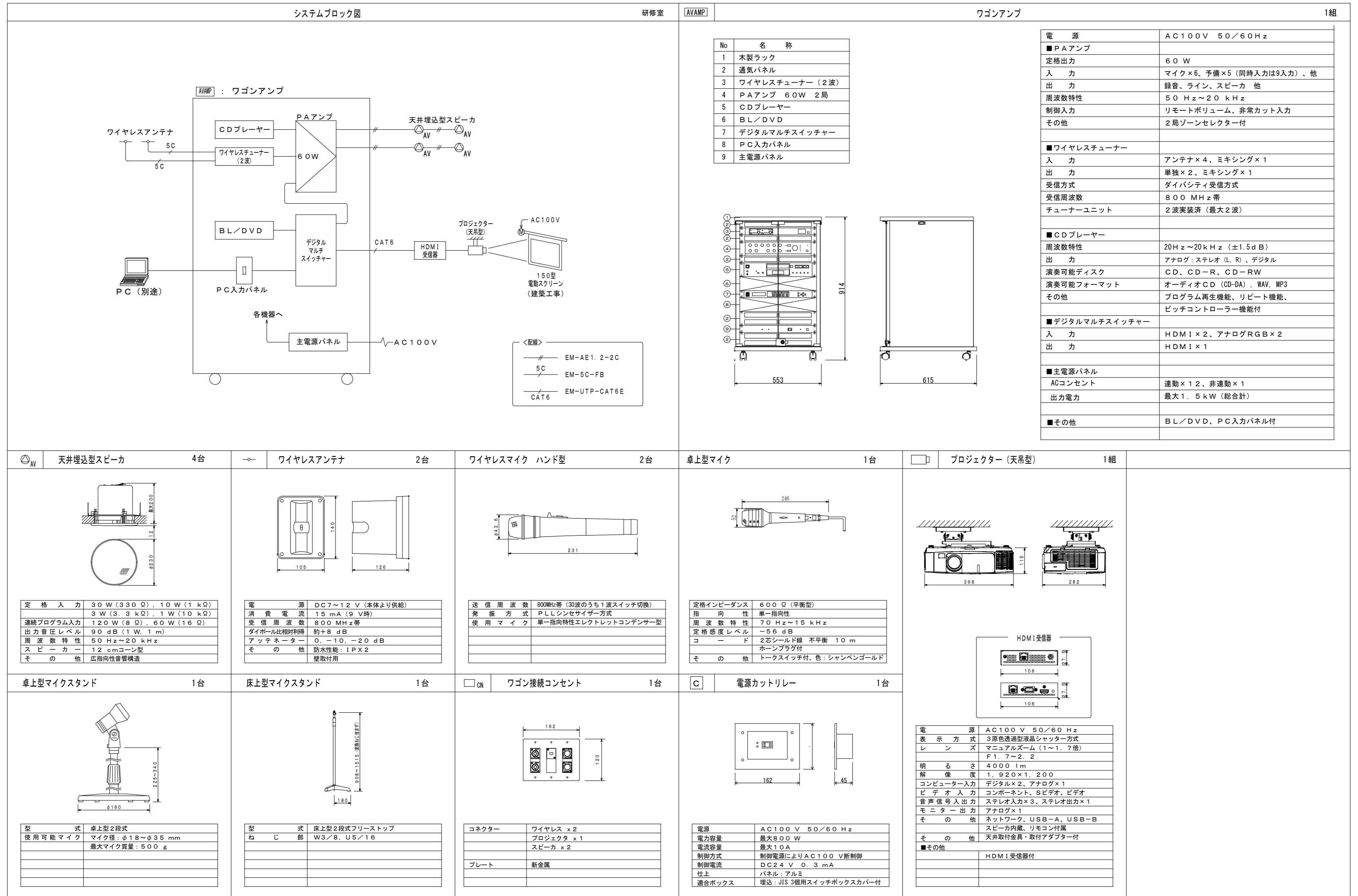
年月日 工事名称 (仮称)津市津西会館別館電気設備工事

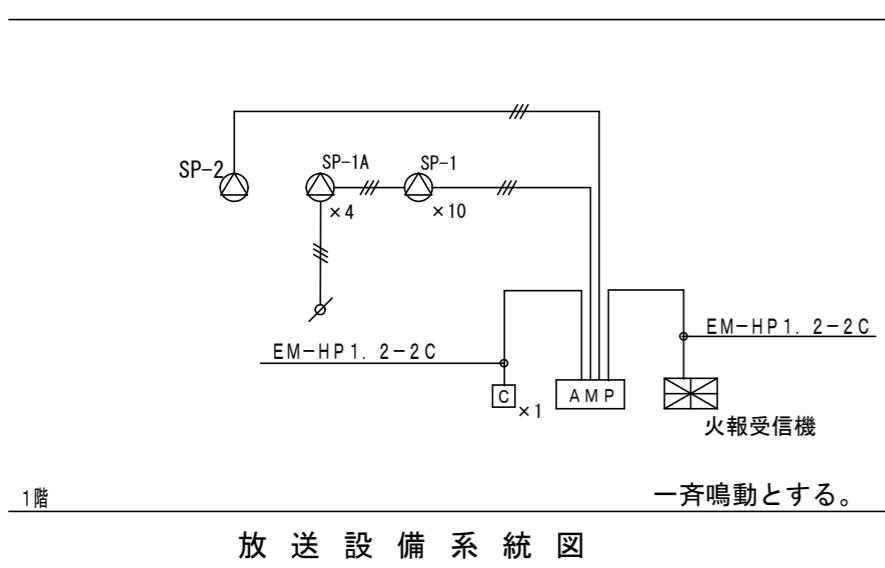
図面番号

E-10

縮尺 図面名 弱電設備機器姿図 1

原図 A 2





機器種別 名称	スピーカ			計 (W)
	(1 W) SP-1	(3 W) SP-2	(1 W) SP-1A	
1階	4	3	10	17

スピーカ合計 17W、アンプを 60W に設定
非常放送設備と自動火災報知設備は連動させること。

記号	名称	備考
—	端子盤	
N C	トイレ用呼出装置	
N	トイレ呼出押釦	ひも付き
○ TEL	電話受口	
○	直列ユニット 端末	
○	LAN受口	
△	天井埋込スピーカ	
△	天井埋込スピーカ (ATT付き)	
△ AV	天井埋込スピーカ	AV用
A M P	壁掛型非常業務用アンプ	

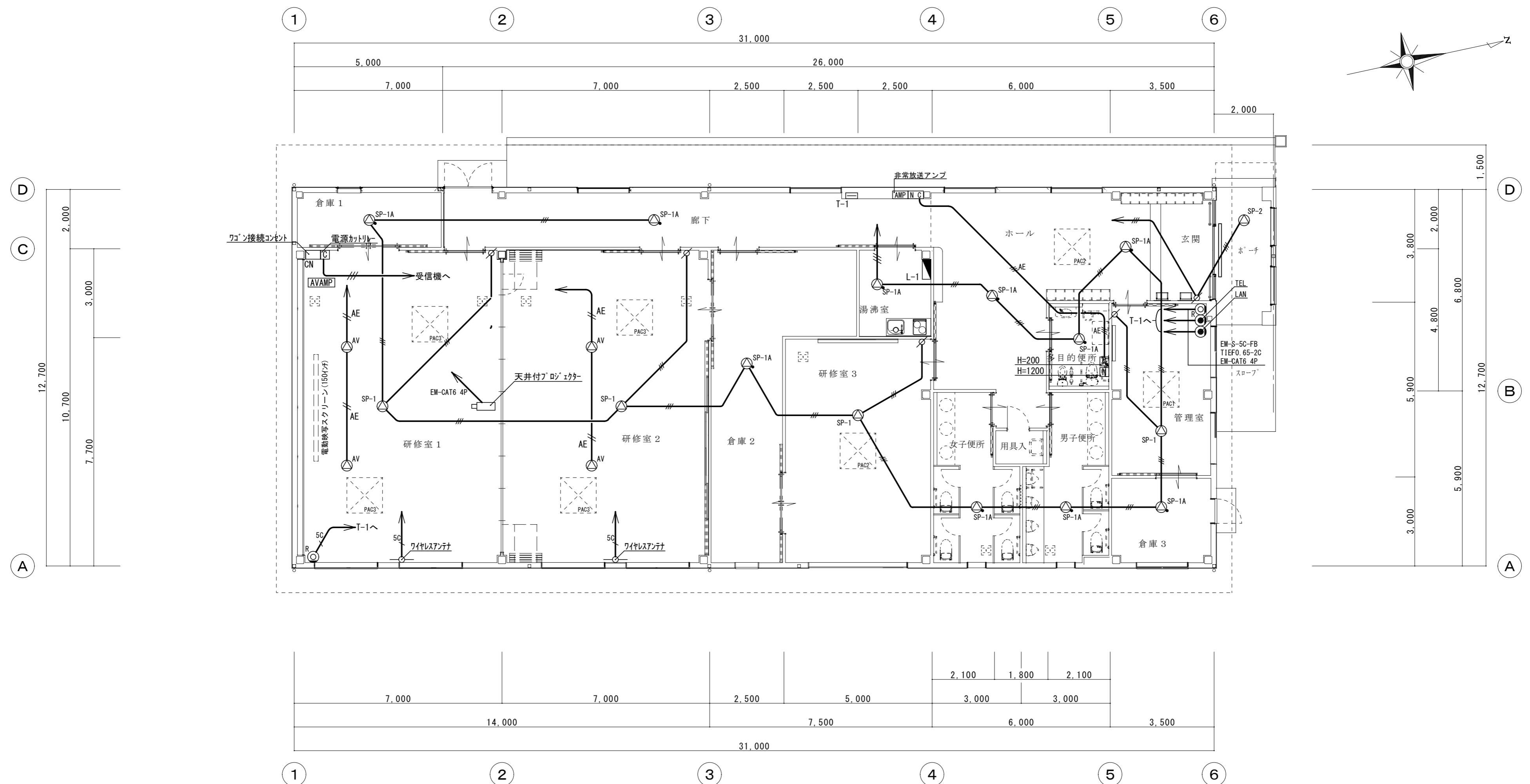
記入なき配線は下記による

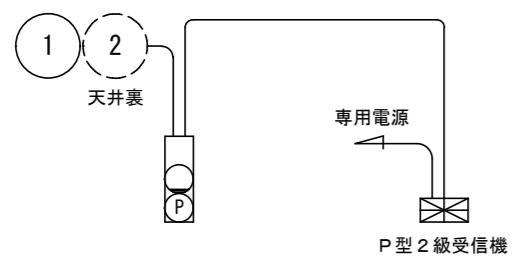
—//_{AE} EM-AE 1.2-2C

EM-AE 1.2-3C

— / 5C — EM-S-5C-FB

— # — EM-HP-1.2-3C





記号	名称	備考
	受信機	P型2級5窓
	機器收容箱	埋込型 収容
(P)	P型発信機	2級
(O)	表示灯	A C 2 4 V, LED
	光電式スポット感知器	2種, 非蓄積型
	光電式スポット感知器	2種, 非蓄積型 天井裏取付
	差動式スポット感知器	2種
	定温式スポット感知器	1種, 75°C, 防水型
	終端抵抗	10KΩ
	警戒区域番号	火災表示用

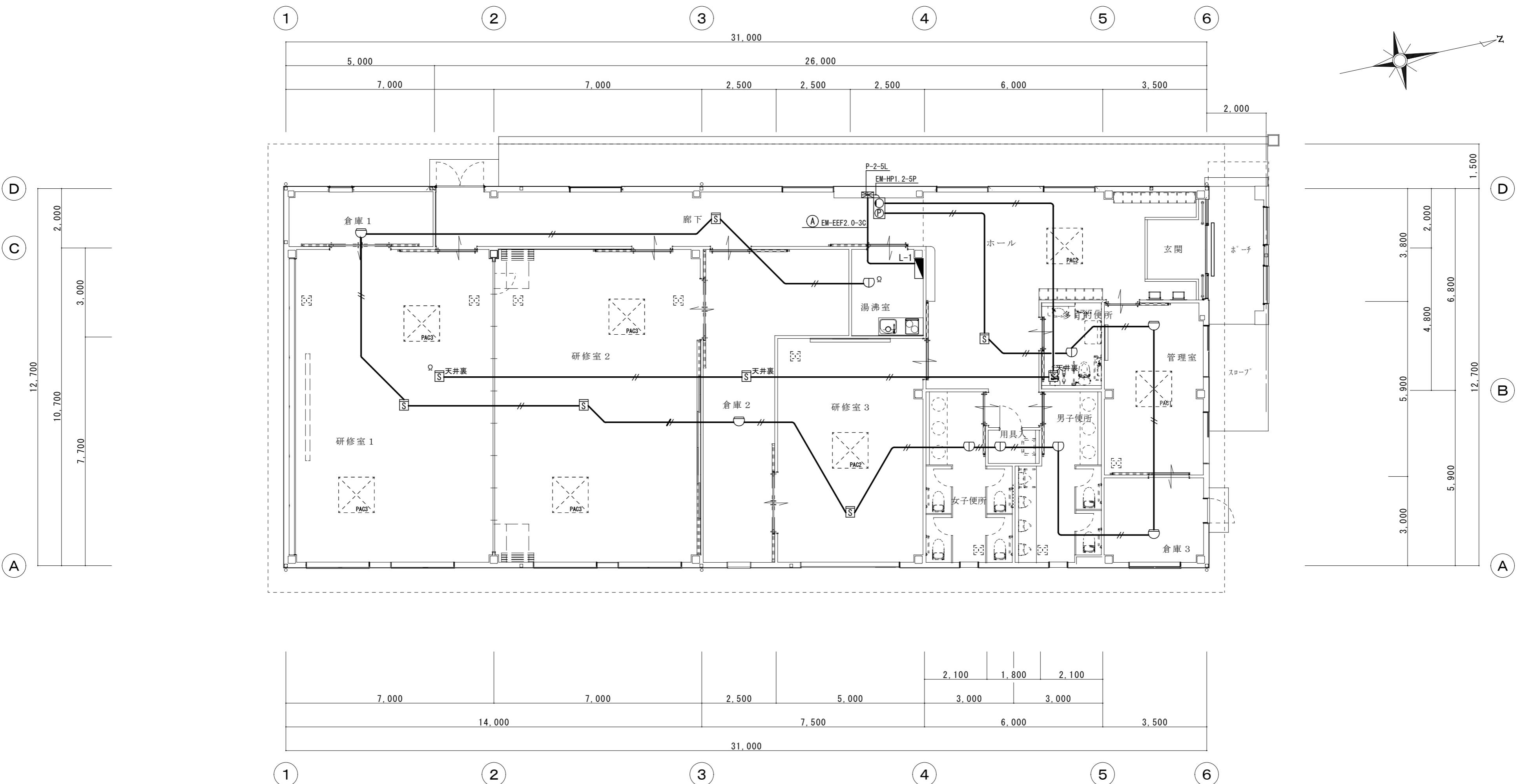
注記

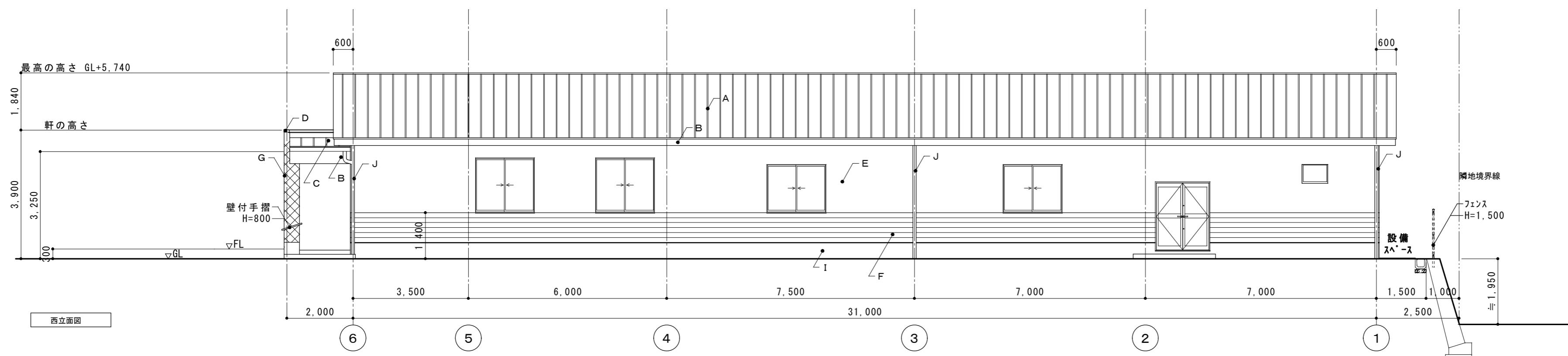
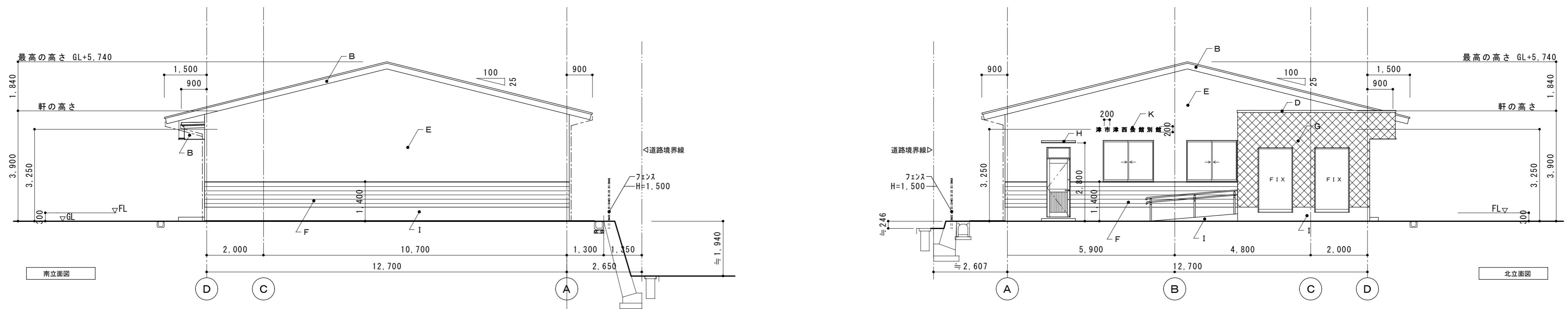
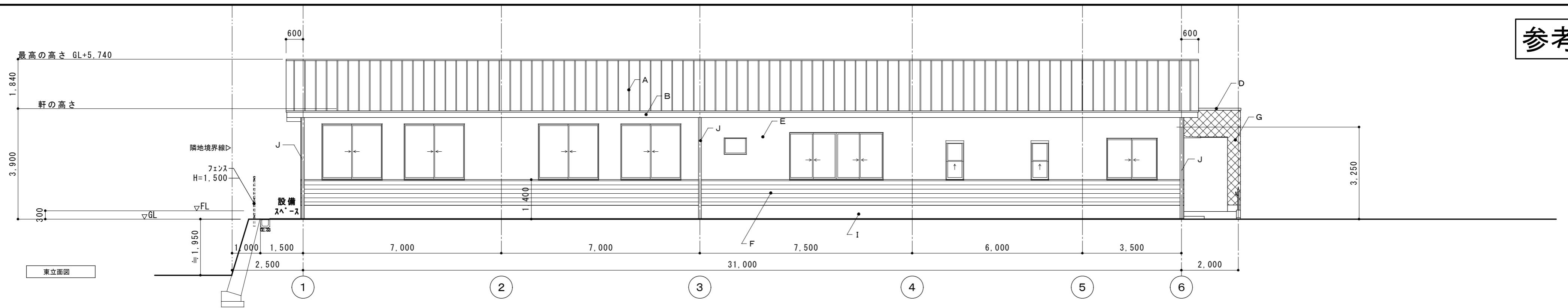
- 特記なき配管配線は下記とする。

_____ //	EM-HP1. 2-2C	保護管 (PF16)
_____ // /	EM-HP1. 2-4C	PF16)
- 壁内配線は、電線管（PF管）にて保護のこと
- 感知器はすべて確認灯付とする。
- 地区音響装置は非常放送設備のスピーカーで代替えとする。

1F

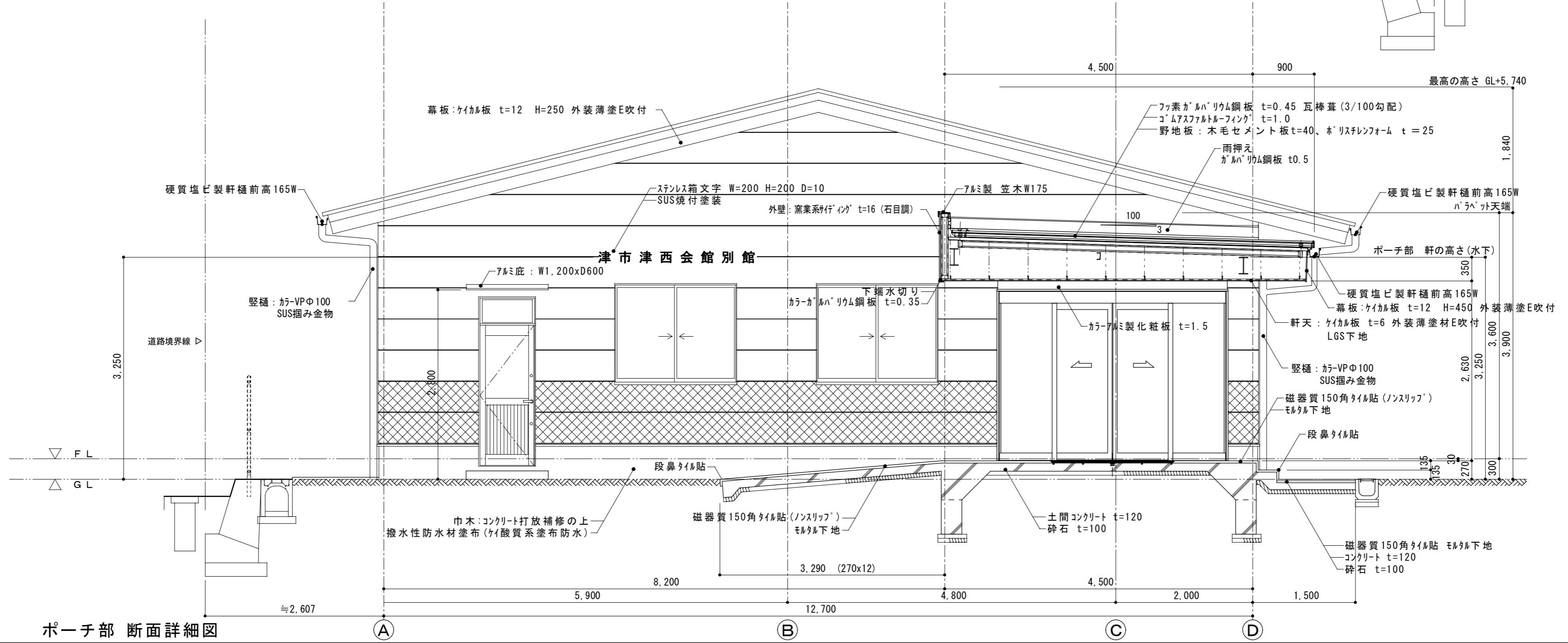
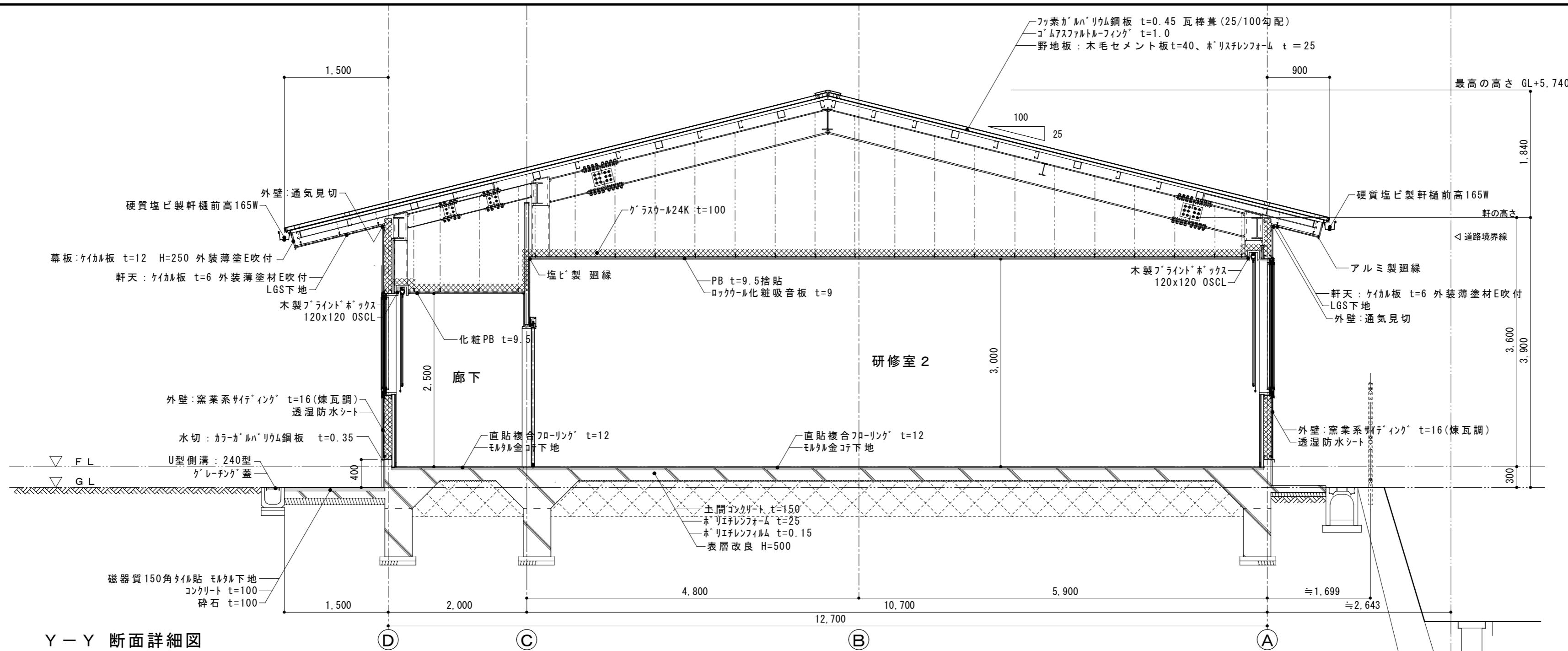
自動火災報知設備系統図

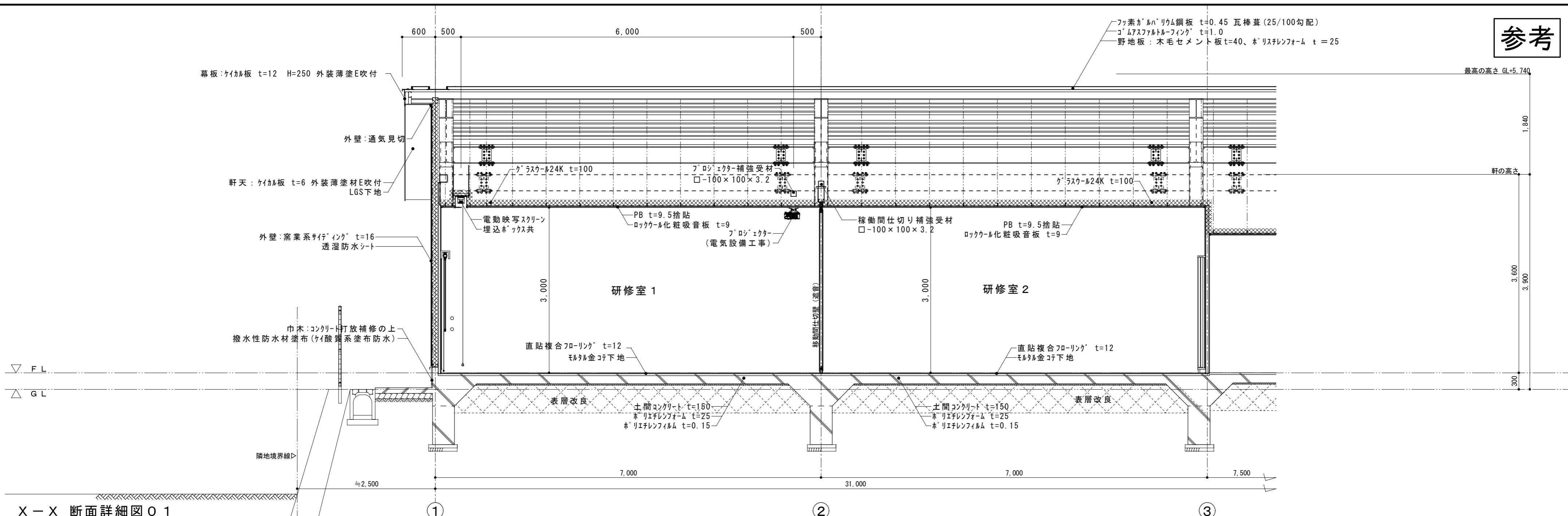




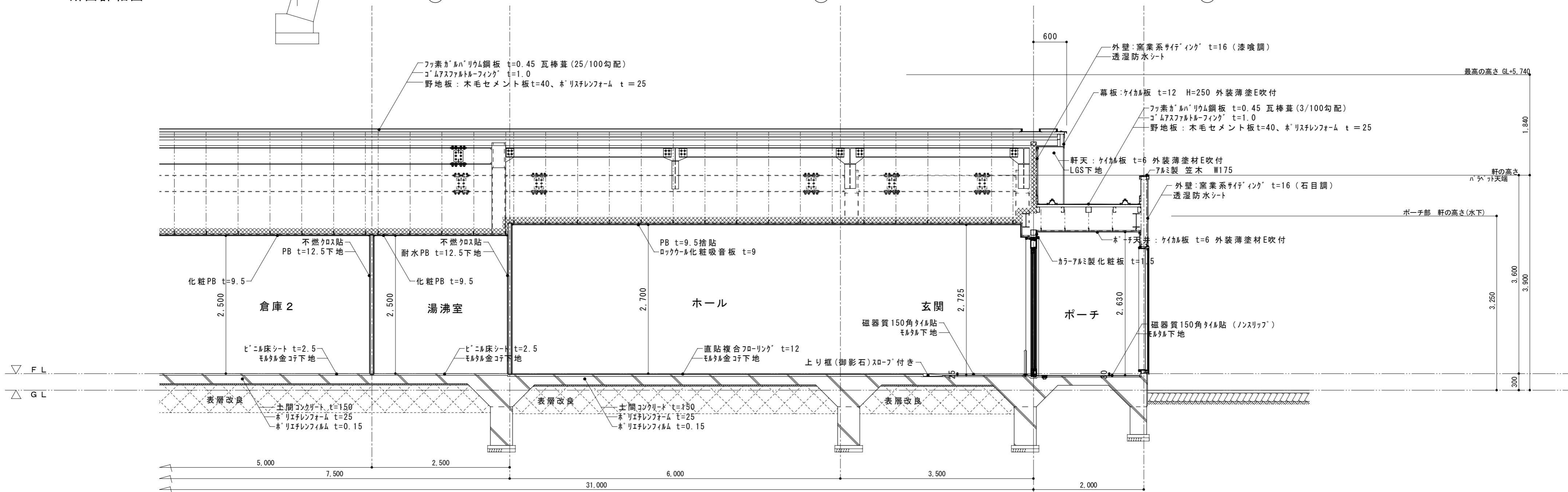
凡例

A	屋根:フッ素ガルバリウム鋼板 t=0.45 瓦棒葺き (25/100勾配)	E	外壁:窯業系サイディング t=16 (漆喰調)	I	巾木:コンクリート打放し補修の上撥水性防水剤塗布
B	幕板:ケイ酸カルシウム板 t=12 外装薄塗E吹付	F	外壁:窯業系サイディング t=16 (煉瓦調)	J	堅縄:カーブVPΦ100
C	屋根:フッ素ガルバリウム鋼板 t=0.45 瓦棒葺き (3/100勾配)	G	外壁:窯業系サイディング t=16(石目調)	K	館名板:ステンレス箱文字 180角 D10 焼付塗装
D	笠木:アルミ製笠木 w=175(かう)	H	アルミ製軽量庇 1,200x600		





X-X 断面詳細図 0 1



X-X 断面詳細図 O 2

内田構造建築工房

八百豆味噌方 一枚 No215969

年月日

工事名称 (仮称) 津市津西会館別館電気設備工事

図面番号

参-0 3